

基発 1 2 2 8 第 3 号  
雇均発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中庁第 1 号  
平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

衆議院中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年 9 月 7 日に「平成 3 0 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成 3 0 年 9 月 7 日付け 2 0 1 8 0 9 0 6 中第 3 号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 3 2 号）第 1 0 条第 1 項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

参議院中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

最高裁判所中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

会 計 検 査 院 中 小 企 業 官 公 需 担 当 官 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 環 境 ・ 均 等 局 長

経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 長 官

官 公 需 発 注 に 起 因 し た 業 務 に よ る 受 注 者 の 長 時 間 労 働 の 防 止 に つ  
い て

本 年 9 月 7 日 に 「 平 成 3 0 年 度 中 小 企 業 者 に 関 す る 国 等 の 契 約 の 基 本 方 針 」 が 閣 議 決 定 さ れ た こ と を 踏 ま え 、 経 済 産 業 大 臣 か ら 各 府 省 等 に 中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 ( 以 下 「 中 小 企 業 等 」 と い う 。 ) の 受 注 機 会 の 増 大 に つ い て 要 請 ( 平 成 3 0 年 9 月 7 日 付 け 2 0 1 8 0 9 0 6 中 第 3 号 ) さ れ て い る と こ ろ で あ り ま す 。

こ の 度 、 労 働 施 策 の 総 合 的 な 推 進 並 び に 労 働 者 の 雇 用 の 安 定 及 び 職 業 生 活 の 充 実 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 4 1 年 法 律 第 1 3 2 号 ) 第 1 0 条 第 1 項 に 基 づ き 、 働 き 方 改 革 の 意 義 や そ の 趣 旨 を 踏 ま え た 国 の 施 策 に 関 す る 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 が 平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 に 閣 議 決 定 さ れ ま し た 。 当 該 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 に お

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上



基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

内閣・内閣府中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

復興庁中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

総務省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

法務省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上



基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

外務省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

財務省 中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省 労働基準局長

厚生労働省 雇用環境・均等局長

経済産業省 中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

文部科学省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

厚生労働省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上



基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

農 林 水 産 省 中 小 企 業 官 公 需 担 当 官 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 環 境 ・ 均 等 局 長

経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 長 官

官 公 需 発 注 に 起 因 し た 業 務 に よ る 受 注 者 の 長 時 間 労 働 の 防 止 に つ  
い て

本 年 9 月 7 日 に 「 平 成 3 0 年 度 中 小 企 業 者 に 関 す る 国 等 の 契 約 の 基 本 方 針 」 が 閣 議 決 定 さ れ た こ と を 踏 ま え 、 経 済 産 業 大 臣 か ら 各 府 省 等 に 中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 ( 以 下 「 中 小 企 業 等 」 と い う 。 ) の 受 注 機 会 の 増 大 に つ い て 要 請 ( 平 成 3 0 年 9 月 7 日 付 け 2 0 1 8 0 9 0 6 中 第 3 号 ) さ れ て い る と こ ろ で あ り ま す 。

こ の 度 、 労 働 施 策 の 総 合 的 な 推 進 並 び に 労 働 者 の 雇 用 の 安 定 及 び 職 業 生 活 の 充 実 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 4 1 年 法 律 第 1 3 2 号 ) 第 1 0 条 第 1 項 に 基 づ き 、 働 き 方 改 革 の 意 義 や そ の 趣 旨 を 踏 ま え た 国 の 施 策 に 関 す る 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 が 平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 に 閣 議 決 定 さ れ ま し た 。 当 該 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 に お

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

経 済 産 業 省 中 小 企 業 官 公 需 担 当 官 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 環 境 ・ 均 等 局 長

経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁 長 官

官 公 需 発 注 に 起 因 し た 業 務 に よ る 受 注 者 の 長 時 間 労 働 の 防 止 に つ  
い て

本 年 9 月 7 日 に 「 平 成 3 0 年 度 中 小 企 業 者 に 関 す る 国 等 の 契 約 の 基 本 方 針 」 が 閣 議 決 定 さ れ た こ と を 踏 ま え 、 経 済 産 業 大 臣 か ら 各 府 省 等 に 中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 ( 以 下 「 中 小 企 業 等 」 と い う 。 ) の 受 注 機 会 の 増 大 に つ い て 要 請 ( 平 成 3 0 年 9 月 7 日 付 け 2 0 1 8 0 9 0 6 中 第 3 号 ) さ れ て い る と こ ろ で あ り ま す 。

こ の 度 、 労 働 施 策 の 総 合 的 な 推 進 並 び に 労 働 者 の 雇 用 の 安 定 及 び 職 業 生 活 の 充 実 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 4 1 年 法 律 第 1 3 2 号 ) 第 1 0 条 第 1 項 に 基 づ き 、 働 き 方 改 革 の 意 義 や そ の 趣 旨 を 踏 ま え た 国 の 施 策 に 関 す る 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 が 平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日 に 閣 議 決 定 さ れ ま し た 。 当 該 「 労 働 施 策 基 本 方 針 」 に お

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

国土交通省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上

基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

環境省 中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省 労働基準局長

厚生労働省 雇用環境・均等局長

経済産業省 中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上



基 発 1 2 2 8 第 3 号  
雇 均 発 1 2 2 8 第 7 号  
2 0 1 8 1 2 2 1 中 庁 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

防衛省中小企業官公需担当官 殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各府省等に中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」にお

いて、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、当該「労働施策基本方針」において、国等が行う契約において特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせします。

## 記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項(労働施策基本方針 第3章「1」関係)

国等が行う契約においても「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成30年9月7日閣議決定)に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上